弁理士法施行規則

制　定（平成１２年省令第４１１号をもって、同年１２月２８日公布、第２章は平成１４年1月１日から、その他は同１３年1月６日から施行）
改　正（平成１３年省令第２２４号をもって、同年１２月１７日公布、同１４年1月１日から施行）
（平成１４年省令第１２１号をもって、同年１２月１９日公布、同１５年1月１日から施行）
（平成１６年省令第２８号をもって、同年３月２日公布、同年４月１日から施行）
（平成１８年省令第６３号をもって、同年4月２８日公布、同年５月１日から施行）
（平成１８年省令第１２０号をもって、同年１２月２８日公布、同１９年1月１日から施行）
（平成１９年省令第１４号をもって、同年３月２６日公布、同年４月１日から施行）
（平成１９年省令第７６号をもって、同年１２月２１日公布、同２０年1月１日から施行）
（平成２０年省令第１４号をもって、同年３月１９日公布、同年４月１日から施行）
（平成２０年省令第６４号をもって、同年９月９日公布、同年１０月１日から施行）
（平成２０年省令第８２号をもって、同年１２月１日公布、同年１２月１日から施行）
（平成２３年省令第７２号をもって、同年１２月２８日公布、同２４年4月１日から施行）

目　次

第１章　仲裁機関の指定（第１条）
第２章　弁理士試験等
　第１節　弁理士試験（第２条～第１２条）
　第２節　特定侵害訴訟代理業務試験（第１３条～第２１条）
第２章の２　実務修習（第２１条の２～第２１条の２４）
第３章　登　録（第２２条～第２４条）
第４章　継続研修（第２５条～第２８条）
第５章　特許業務法人（第２９条～第３３条）
第６章　情報の公表（第３４条・第３５条）
第７章　業務の制限の解除（第３６条～第３８条）
附　則

第１章　仲裁機関の指定

（仲裁機関の指定）
第１条　経済産業大臣は、法務大臣の意見を聴いて、弁理士法（以下「法」という。）第４条第２項第２号の規定による指定をするものとする。
２　経済産業大臣は、法第４条第２項第２号の規定による指定をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第２章　弁理士試験等

第１節　弁理士試験

（筆記試験の科目）
第２条　法第１０条第１項第３号に規定する経済産業省令で定める科目は、次に掲げるとおりとする。
一　著作権法
二　不正競争防止法

第３条　法第１０条第２項第２号に規定する経済産業省令で定める科目は、次の表の上欄の各号に掲げる科目とし、当該各号に掲げる科目について行う試験の出題については、それぞれ同表の下欄に掲げる選択問題のうち受験者が選択するいずれか１のものにより行うものとする。

科　目	選択問題
１　理工Ｉ（工学）	基礎材料力学 流体力学

	熱力学 制御工学 基礎構造力学 建築構造 土質工学 環境工学
2　理工Ⅱ（数学・物理）	基礎物理学 計測工学 光学 電子デバイス工学 電磁気学 回路理論 エネルギー工学
3　理工Ⅲ（化学）	化学一般 有機化学 無機化学 材料工学 薬学 環境化学
4　理工Ⅳ（生物）	生物学一般 生物化学 生命工学 資源生物学
5　理工Ⅴ（情報）	情報理論 情報工学 通信工学 計算機工学
6　法律（弁理士の業務に関する法律）	民法 民事訴訟法 著作権法 不正競争防止法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 行政法 国際私法

（平20省令14、一部改正）

（試験科目の内容等）

第４条　弁理士試験の科目のうち、法第１０条第２項第１号及び同条第３項の科目については、次の各号に掲げる法令に分けて行う。

一　特許及び実用新案に関する法令

二　意匠に関する法令

三　商標に関する法令

２　法第１０条第１項第１号、同条第２項第１号及び同条第３項の科目の出題範囲には、特許、実用新案、意匠及び商標（以下「工業所有権」という。）に関する条約に関する規定が含まれるものとする。

（平19省令76、本条追加、平20省令14、旧第3条の2繰下）

（試験の免除）

第５条　法第１１条第４号に規定する経済産業省令で定める工業所有権に関する科目の単位は、次の表の各号に掲げるものとする。

科　目	単位数
1　特許及び実用新案に関する法令に関する科目	8
2　意匠に関する法令に関する科目	4
3　商標に関する法令に関する科目	4
4　工業所有権に関する条約に関する科目	4
5　特許及び実用新案に関する法令、意匠に関する法令、商標に関する法令並びに工業所有権に関する条約のうち一又は複数に関する科目	8

２　前項の単位の計算方法は、大学設置基準　（昭和31年文部省令第28号）第２１条第２項の規定の例による。

３　第１項の表の上欄の第１号から第４号までに掲げる科目の授業は、講義により行われるものとする。

４　第１項の表の上欄の第５号に掲げる科目の授業は、講義、演習その他これらに準ずるもののいずれかにより又はこれらの併用に

より行われるものであって、大学設置基準第２１条第３項に規定する卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目に該当しないものとする。
（平19省令76、本条追加、平20省令14、旧第4条繰下）

第６条　法第１１条第６号に規定する経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める科目について行う試験を免除する。
一　第３条の表の上欄に掲げるいずれかの科目に関する研究（第３条の表の上欄の第６号に掲げる科目に関する研究においては、法第１０条第２項第１号に規定する工業所有権に関する法令に関する研究を除く。次号において同じ。）により学校教育法（昭和22年法律第26号）第１０４条に規定する修士又は博士の学位を有する者のうち、当該学位の授与に係る論文の審査に合格した者　当該科目　（平20省令64、一部改正）
二　第３条の表の上欄に掲げるいずれかの科目に関する研究により学校教育法第１０４条第１項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者のうち、専門職大学院が修了要件として定める一定の単位を修得し、かつ、当該専門職大学院が修了要件として定める論文の審査に合格した者　当該科目（平20省令64、本号追加）
三　技術士であって、第３条の表の上欄の第１号から第５号までに掲げるいずれかの科目について弁理士試験の筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者　当該科目（平14省令121、一部改正、平20省令64、一部改正、旧第2号繰下）
四　一級建築士　第３条の表の上欄の第１号に掲げる科目（平20省令64、旧第3号繰下）
五　電気事業法（昭和39年法律第170号）第４４条第１項に規定する第一種電気主任技術者免状又は第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者　第３条の表の上欄の第２号に掲げる科目　（平20省令64、一部改正、旧第4号繰下）
六　薬剤師　第３条の表の上欄の第３号に掲げる科目（平20省令64、本号追加）
七　情報処理技術者試験規則（昭和45年通商産業省令第59号）第６条第２項の規定により情報処理技術者試験合格証書の交付を受けている者であって、第３条の表の上欄の第５号に掲げる科目について弁理士試験の筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者　当該科目（平20省令64、一部改正、旧第5号繰下）
八　電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第４６条第３項の規定により電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者　第３条の表の上欄の第５号に掲げる科目（平16省令28号、一部改正、平20省令64、一部改正、旧第6号繰下）
九　司法試験に合格した者　第３条の表の上欄の第６号に掲げる科目（平18省令120号、一部改正、平20省令64、一部改正、旧第8号繰下）
十　司法書士　第３条の表の上欄の第６号に掲げる科目　（平20省令64、一部改正、旧第9号繰下）
十一　行政書士　第３条の表の上欄の第６号に掲げる科目
（平19省令76号、一部改正、旧第4条繰下げ、平20省令14、旧第4条の2繰下、平20省令64、一部改正、旧第10号繰下）

（試験の日時等の公告）
第７条　試験の日時及び場所並びに受験願書の受付期間は、工業所有権審議会が決定し、あらかじめ官報で公告する。（平20省令14、旧第5条繰下）

（受験願書等）
第８条　弁理士試験を受けようとする者は、工業所有権審議会の定める様式の受験願書に写真を添付し、当該願書の受付期間内に、工業所有権審議会会長に提出しなければならない。
２　受験願書には、筆記試験を受けようとする受験地及び法第１０条第２項第２号の規定により選択する科目を記載しなければならない。（平20省令14、一部改正）
３　法第１１条の規定により試験の免除を受けようとする者は、受験願書にその旨を記載し、同条に規定する者に該当することを証する書面を添付しなければならない。（平19省令76号、一部改正）
（平20省令14、旧第6条繰下）

（受験手数料）
第９条　法第１５条第１項に規定する受験手数料は、受験願書に、特許印紙をはって、これを納付しなければならない。（平20省令14、旧第7条繰下）

（受験願書等の返還）
第１０条　受験願書並びにこれに添付した写真及び書面は返還しない。（平20省令14、旧第8条繰下）

（合格者の公告）
第１１条　工業所有権審議会会長は、弁理士試験に合格した者に、当該試験に合格したことを証する証書を授与するほか、その者の氏名を官報で公告する。（平20省令14、旧第9条繰下）

（雑　則）
第１２条　この省令に定めるもののほか、弁理士試験に関し必要な事項は、工業所有権審議会会長が工業所有権審議会に諮って定め

る。（平20省令14、旧第10条繰下）

第２節　特定侵害訴訟代理業務試験（平14省令121、本節追加）

（法第１５条の２の経済産業省令で定める研修）

第１３条　法第１５条の２の経済産業省令で定める研修は、日本弁理士会が、次に掲げる事項について講義及び演習により行うものとし、当該研修の総時間数は、４５時間以上とする。

一　特定侵害訴訟に関する法令及び実務に関すること。

二　特定侵害訴訟の手続に関すること。

三　特定侵害訴訟における書面の作成に関すること。

四　訴訟代理人としての倫理に関すること。

五　その他特定侵害訴訟に関し必要な事項

（平20省令14、旧第10条の2繰下）

第１４条　日本弁理士会は、前条の規定により同会が行う研修の実施計画を作成し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

２　日本弁理士会は、前条の規定により同会が行う研修を修了した弁理士に対し、修了証明書を交付しなければならない。

（平20省令14、旧第10条の3繰下）

（特定侵害訴訟代理業務試験）

第１５条　法第１６条の特定侵害訴訟代理業務試験は、民法、民事訴訟法その他の特定侵害訴訟に関する法令及び実務に関する事項について行う。（平20省令14、旧第10条の4繰下）

（試験の日時等の公告）

第１６条　特定侵害訴訟代理業務試験の日時及び場所並びに受験願書の受付期間は、工業所有権審議会が決定し、あらかじめ官報で公告する。（平20省令14、旧第10条の5繰下）

（受験願書等）

第１７条　特定侵害訴訟代理業務試験を受けようとする者は、工業所有権審議会の定める様式の受験願書に写真及び日本弁理士会が交付する第１４条第２項に規定する研修の修了証明書を添付し、当該願書の受付期間内に、工業所有権審議会会長に提出しなければならない。

２　受験願書には、特定侵害訴訟代理業務試験を受けようとする受験地を記載しなければならない。

（平20省令14、旧第10条の6繰下）

（受験手数料）

第１８条　法第１５条の２第２項において準用する法第１５条第１項に規定する受験手数料は、受験願書に、特許印紙をはって、これを納付しなければならない。（平20省令14、旧第10条の7繰下）

（受験願書等の返還）

第１９条　受験願書並びにこれに添付した写真及び書面は返還しない。（平20省令14、旧第10条の8繰下）

（合格者の公告）

第２０条　工業所有権審議会会長は、特定侵害訴訟代理業務試験に合格した者に、当該試験に合格したことを証する証書を授与するほか、その者の氏名を官報で公告する。（平20省令14、旧第10条の9繰下）

（雑　則）

第２１条　この省令に定めるもののほか、特定侵害訴訟代理業務試験に関し必要な事項は、工業所有権審議会会長が工業所有権審議会に諮って定める。（平20省令14、旧第10条の10繰下）

第２章の２　実務修習（平成20年省令64、本章追加）

（実務修習の内容及び方法）

第２１条の２　実務修習は、講義及び演習により行うものとし、一の実施期間内に、次の表の上欄に掲げる課程について、それぞれ同表の下欄に掲げる単位数以上行わなければならない。

課　　程	単位数
１　弁理士法及び弁理士の職業倫理	１６単位

２　特許及び実用新案に関する理論及び実務	５７単位
３　意匠に関する理論及び実務	２４単位
４　商標に関する理論及び実務	３０単位
５　工業所有権に関する条約その他の弁理士の業務に関する理論及び実務	１７単位

２　実務修習の単位の計算方法については、３０分を１単位とすることを基本とする。
３　実務修習の実施に当たっては、弁理士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用能力の修得がなされていることにつき確認する等適切な方法により行わなければならない。
４　講義については、多様なメディア（放送、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク及び電磁的記録（法第７５条に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）を高度に利用して、実務修習の実施場所以外の場所で修習させることができる。

第２１条の３　実務修習の受講者（以下「修習生」という。）は、一の実施期間内に、前条第１項の表の上欄に掲げるすべての課程について、それぞれ同表の下欄に掲げる単位の修得（以下「課程の修得」という。）をしなければならない。
２　経済産業大臣は、修習生が疾病その他の事由により課程の一部を修得できなかった場合には、必要に応じ、当該修習生に対し、実務修習の実施期間内に補習その他適切な措置を講ずる。

（実務修習の一部免除）
第２１条の４　実務修習を受けようとする者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、当該者の従事した事務等の内容に応じて第２１条の２第１項の表の上欄の第２号から第４号までに掲げる課程のうち、いずれか一の課程（第４号に該当する者にあっては、同表の上欄の第２号から第５号までに掲げるすべての課程）の免除を申請することができる。
一　法第７条第１号に該当する者であって、当該者が所属する法人の特許及び実用新案、意匠又は商標のいずれかに関する出願書類（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成２年法律第30号）第３条第３項の規定により出願書類とみなされるものを含む。）の作成の事務（法第７５条の規定に違反しないで行われるものに限る。以下「工業所有権書類作成事務」という。）に専ら３年以上従事した者
二　法第７条第１号に該当する者であって工業所有権書類作成事務に係る補助業務に専ら５年以上従事した者
三　法第７条第１号に該当する者であって法第１１条第５号に該当する者
四　法第７条第２号に該当する者
五　法第７条第３号に該当する者
２　前項の規定により課程の免除を申請しようとする者は、様式第１により作成した実務修習の一部免除申請書に前項各号のいずれかに該当することを証する書類を添付し、経済産業大臣に提出しなければならない。
３　第１項の規定による申請は、第２１条の６第１項の規定による実務修習の受講の申請と併せて行わなければならない。
４　経済産業大臣は、第２項の申請書を受理したときは、これを審査し、免除の申請がなされた課程を修得した者と同等以上の実務経験等を有している者と認めるときは、当該申請をした者に対し、当該申請に係る課程を免除することができる。
５　経済産業大臣は、前項の審査の結果を申請者に通知するものとする。
６　修習生は、第４項の規定により課程が免除された場合においては、実務修習の実施期間内において、免除された課程の修習を要しない。

（実務修習の日程等の公告）
第２１条の５　実務修習の日程、実施場所及び受講の申請の受付期間その他実務修習の実施に関し必要な事項は、経済産業大臣があらかじめ官報で公告する。

（受講の申請）
第２１条の６　実務修習を受けようとする者は、様式第２により作成した実務修習受講申請書に写真及び法第７条各号のいずれかに該当することを証する書類を添付し、当該申請書の受付期間内に経済産業大臣に提出しなければならない。
２　第２１条の４第１項の規定による課程の免除を申請する場合には、実務修習受講申請書にその旨を記載しなければならない。

（手数料の納付）
第２１条の７　法第１６条の１４第１項に規定する手数料は、実務修習受講申請書に、特許印紙をはって、これを納付しなければならない。

（実務修習の通知）
第２１条の８　経済産業大臣は、第２１条の６第１項の規定による実務修習の受講の申請があったときは、当該申請者に実務修習の日程及び実施場所を通知するものとする。
２　第２１条の４第５項の通知は、前項の通知と併せて行う。

（実務修習の修了）

第２１条の９　経済産業大臣は、第２１条の３第１項の規定により、すべての課程（第２１条の４第６項に該当する場合にあっては、免除された課程を除く。）の修得をした修習生に対して、実務修習を修了したことを証する書面（以下「実務修習修了証」という。）を交付する。

（修了証の再交付）
第２１条の１０　実務修習修了証の交付を受けた者は、実務修習修了証を破り、汚し、又は失ったときは、経済産業大臣に実務修習修了証の再交付を申請することができる。

（規定の適用）
第２１条の１１　法第１６条の３第１項に規定する指定修習機関（以下単に「指定修習機関」という。）が同項に規定する実務修習事務（以下単に「実務修習事務」という。）を行う場合における第２１条の３第２項、第２１条の４第２項、第４項及び第５項、第２１条の５、第２１条の６第１項、第２１条の７、第２１条の８第１項、第２１条の９、前条並びに様式第一の規定の適用については、これらの規定（第２１条の７及び様式第１を除く。）中「経済産業大臣」とあるのは「指定修習機関」と、第２１条の６第１項中「、様式第２により作成した実務修習受講申請書に写真及び法第７条各号のいずれかに該当することを証する書類を添付し」とあるのは「、法第１６条の６第１項に規定する修習事務規程の定めるところにより」と、第２１条の７中「法第１６条の１４第１項に規定する手数料は、実務修習受講申請書に、特許印紙をはって」とあるのは「法第１６条の１４第２項の規定により認可を受けた手数料は、修習事務規程の定めるところにより」と、様式第１中「経済産業大臣」とあるのは「指定修習機関の長」とする。

（実務修習事務の範囲）
第２１条の１２　法第１６条の３第１項の経済産業省令で定めるものは、実務修習実施要領（実務修習の目標並びにその基本的な内容及び方法を定める実務修習の実施の要領をいう。）を定める事務とする。

（指定の申請）
第２１条の１３　法第１６条の３第２項の規定により指定修習機関の指定を受けようとする者は、様式第３により作成した指定修習機関指定申請書に次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。
一　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの（平20省令82号、一部改正）
二　申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
三　申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
四　申請に係る意思の決定を証する書類
五　役員の氏名及び経歴を記載した書類
六　実務修習事務に従事する職員の氏名を記載した書類
七　組織及び運営に関する事項を記載した書類
八　実務修習事務を行おうとする事務所ごとの実務修習用設備の概要及び整備計画を記載した書類
九　現に行っている業務の概要を記載した書類
十　実務修習事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
十一　実務修習の講師及び指導者の選任に関する事項を記載した書類
十二　法第１６条の３第５項第１号及び第２号のいずれにも該当しない旨を誓約する書面
２　経済産業大臣は、前項各号に掲げるもののほか、指定のために必要な書類の提出を求めることができる。

（指定修習機関の名称等変更の届出）
第２１条の１４　指定修習機関は、法第１６条の４第２項の規定による届出をしようとするときは、様式第４により作成した指定修習機関名称等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（修習事務規程の記載事項）
第２１条の１５　法第１６条の６第２項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
一　実務修習の実施期間
二　実務修習の受講の申請に関する事項
三　実務修習事務の手数料の額及び収納の方法に関する事項
四　実務修習の日程の公示方法その他実務修習の実施の方法に関する事項
五　実務修習の講師又は指導者の数、選任及び解任に関する事項（法第１６条の２第２項第３号に規定する弁理士としての経験年数に関する事項を含む。）
六　実務修習教材に関する事項
七　実務修習事務の一部委託に関する事項
八　実務修習修了証の発行に関する事項
九　実務修習事務に関する秘密の保持に関する事項

十　実務修習事務に関する公平の確保に関する事項
十一　実務修習事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
十二　その他実務修習事務に関し必要な事項

（修習事務規程の認可の申請）

第２１条の１６　指定修習機関は、法第１６条の６第１項前段の規定により認可を受けようとするときは、様式第５により作成した修習事務規程認可申請書に修習事務規程を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

２　指定修習機関は、法第１６条の６第１項後段の規定により修習事務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第６により作成した修習事務規程変更認可申請書に変更後の修習事務規程を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

（修習事務規程の認可の基準）

第２１条の１７　法第１６条の６第４項の経済産業省令で定める基準は、実務修習事務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであることとする。

（帳　簿）

第２１条の１８　法第１６条の８の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
一　実務修習の実施期間
二　実務修習の講義及び演習の実施場所
三　実務修習の講師及び指導者の氏名、担当した講義又は演習及びその単位数
四　修習生の受講番号、氏名、生年月日、住所及び実務修習の受講状況（免除された課程の記載を含む。）
五　実務修習を修了した者にあっては、前号に掲げる事項のほか、実務修習修了証の交付の年月日

２　法第１６条の８の帳簿は、指定修習機関の主たる事務所に備えつけ、修習生が実務修習を修了後法第１７条に規定する弁理士登録簿に登録されるまでの期間と実務修習修了後１０年間とのいずれか長い期間、これを保存しなければならない。

3　前項の帳簿は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

（立入検査の身分証明書）

第２１条の１９　法第１６条の１０第２項の証明書は、様式第7によるものとする。

（実務修習事務休廃止許可の申請）

第２１条の２０　指定修習機関は、法第１６条の１１第１項の規定により許可を受けようとするときは、様式第８により作成した実務修習事務休廃止許可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（引継ぎ）

第２１条の２１　指定修習機関は、法第１６条の１３第３項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。
一　実務修習事務を経済産業大臣に引き継ぐこと。
二　第２１条の１８の帳簿その他実務修習事務の書類を経済産業大臣に引き継ぐこと。
三　その他経済産業大臣が必要と認める事項

（公　示）

第２１条の２２　法第１６条の4第１項及び第３項、法第１６条の１１第２項、法第１６条の１２第３項並びに法第１６条の１３第２項の規定による公示は、官報で公告することによって行う。

（実務修習事務の実施に要する費用の細目）

第２１条の２３　弁理士法施行令（以下「令」という。）第４条第１項の経済産業省令で定める事項は、認可を受けようとする手数料の額を算出する基礎となる人件費、事務費その他の経費、旅費（鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃をいう。）、日当及び宿泊料の額並びに認可を受けようとする手数料の額の算出方法とする。

（雑　則）

第２１条の２４　この省令に定めるもののほか、実務修習に関し必要な事項は、経済産業大臣が定める。

第3章　登　録

（弁理士登録簿）

第２２条　法第１７条第1項に規定する経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
一　住所
二　事務所の名称

三　資格取得の事由
四　登録年月日及び登録番号
２　日本弁理士会は、法第１７条第１項に規定する弁理士登録簿を日本弁理士会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルをもって調製することができる。
（平20省令14、旧第11条繰下）

（登録の申請）
第２３条　登録申請書は、日本弁理士会の定める様式による。
２　法第１８条第２項に規定する経済産業省令で定める事項は、前条第１項第１号から第３号までに掲げる事項とする。
３　登録申請書には、弁理士となる資格を有することを証する書類のほか、次に掲げる書類等を添付しなければならない。
一　申請者の写真
二　申請者の氏名、住所及び生年月日を証する書類
三　申請者が成年被後見人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第１項において成年被後見人とみなされる者を含む。）、被保佐人（同条第２項において被保佐人とみなされる者を含む。）、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第151号）附則第３条においてなお従前の例によることとされる準禁治産者及び破産者で復権を得ないものでない旨の官公署の証明書
四　申請者が法第８条第１号から第４号まで及び第７号に該当しないことを誓約する書面
（平20省令14、旧第12条繰下）

（特定侵害訴訟代理業務の付記）
第２４条　法第２７条の２第１項に規定する付記申請書は、日本弁理士会の定める様式による。
２　法第２７条の２第２項に規定する経済産業省令で定める事項は、第２２条第１項第４号の登録番号とする。
（平成14省令121、本条追加、平20省令14、旧第12条の2繰下）

第４章　継続研修（平 20 省令 14、本章追加）

（継続研修）
第２５条　弁理士は、日本弁理士会の指定する４月１日を始期とする５年間（以下「研修期間」という。）ごとにつき、日本弁理士会が行う法第３１条の２に規定する研修（以下「継続研修」という。）を７０単位（以下「必要単位数」という。）以上受けるものとする。
２　前項の単位の計算方法については、講義により行う研修１時間を１単位とすることを基本として、研修の方法ごとに日本弁理士会が定めるところによる。

（継続研修の免除）
第２６条　弁理士は、研修期間を通じて、次に掲げる事由のいずれかにより弁理士としての業務を行わない場合又は行わないと見込まれる場合には、日本弁理士会会長（以下「会長」という。）に対し、当該研修期間の継続研修の免除を申請することができる。
一　負傷又は疾病のために療養すること。
二　国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること。
三　国又は地方公共団体に常時勤務すること。
四　所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第２条第１項第５号に規定する非居住者であること。
五　弁理士としての業務を行わないことが相当である事由であって、前各号に準ずるもの
２　弁理士は、前項の規定による申請をする場合には、遅滞なく、様式第９により作成した継続研修の免除申請書に、前項各号に掲げる事由のいずれかに該当することを証する書類を添付して、会長に提出しなければならない。
３　会長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、第１項の規定による申請に理由があると認めるときは、経済産業大臣の承認を経て、当該申請をした弁理士に対し、当該申請に係る継続研修の免除をすることができる。
４　会長は、前項の承認を受けようとするときは、経済産業大臣に対し、第１項の規定による申請に対する意見を付して必要な書類を送付するものとする。
５　経済産業大臣は、第１項の規定による申請に理由があると認めるときは、第３項の承認をするものとする。
６　第１項の規定による申請をした弁理士は、当該申請に係る第３項の規定による継続研修の免除がされた場合においては、当該研修期間の継続研修を受けることを要しない。
７　第１項の規定による申請をした弁理士は、同項各号の事由が消滅したときは、速やかに、会長にその旨を届け出なければならない。

（必要単位数の軽減）
第２７条　弁理士は、前条第１項各号に掲げる事由のいずれかにより弁理士としての業務を行わない期間が研修期間の相当の部分に及ぶ場合若しくは及ぶと見込まれる場合又は必要単位数の軽減を認めるに足りる相当な理由がある場合には、会長に対し、当該研修期間の継続研修について必要単位数の軽減を申請することができる。

２　弁理士は、前項の規定による申請をする場合には、遅滞なく、様式第１０により作成した継続研修の軽減申請書に、前条第１項各号に掲げる事由のいずれかに該当することを証する書類を添付して、会長に提出しなければならない。
３　会長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、第１項の規定による申請に理由があると認めるときは、別表に定める基準に従い、経済産業大臣の承認を経て、当該申請をした弁理士に対し、当該申請に係る継続研修の必要単位数の軽減をすることができる。
４　会長は、前項の承認を受けようとするときは、経済産業大臣に対し、第１項の規定による申請に対する意見を付して必要な書類を送付するものとする。
５　経済産業大臣は、第１項の規定による申請に理由があると認めるときは、第３項の承認をするものとする。
６　第１項の規定による申請をした弁理士は、当該申請に係る第３項の規定による継続研修の必要単位数の軽減がされた場合においては、当該研修期間において、軽減された単位数の研修を受けることを要しない。
７　第１項の規定による申請をした弁理士は、前条第１項各号の事由が消滅したときは、速やかに、会長にその旨を届け出なければならない。

（実施計画の承認及び実施状況の報告）
第２８条　日本弁理士会は、継続研修を行おうとする事業年度の開始前に、継続研修の実施計画を作成し、事業年度ごとにあらかじめ経済産業大臣の承認を受けなければならない。
２　経済産業大臣は、法第７１条第１項の規定に基づき、日本弁理士会に対し、事業年度ごとに、継続研修の実施状況の報告を求めるものとする。

第５章　特許業務法人（平 18 省令 63、本章追加、平 20 省令 14、旧第４章繰下げ）

（会計帳簿）
第２９条　法第５５条第１項 において準用する会社法（平成 17 年法律第 86 号）第６１５条第１項の規定により特許業務法人が作成すべき会計帳簿については、この条の定めるところによる。
２　会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもって作成及び保存をしなければならない。（平 20 省令 14、一部改正、平 20 省令 64、一部改正）
３　特許業務法人の会計帳簿に計上すべき資産については、この省令に別段の定めがある場合を除き、その取得価額を付さなければならない。ただし、取得価額を付すことが適切でない資産については、事業年度の末日における時価又は適正な価格を付すことができる。
４　償却すべき資産については、事業年度の末日（事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この条において同じ。）において、相当の償却をしなければならない。（平 20 省令 64、一部改正）
５　次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。
一　事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産（当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。）　事業年度の末日における時価
二　事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産　その時の取得原価から相当の減額をした額
６　取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。
７　特許業務法人の会計帳簿に計上すべき負債については、この省令に別段の定めがある場合を除き、債務額を付さなければならない。ただし、債務額を付すことが適切でない負債については、時価又は適正な価格を付すことができる。
８　のれんは、有償で譲り受け、又は合併により取得した場合に限り、資産又は負債として計上することができる。
９　前各項の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行を斟酌しなければならない。
（平 20 省令 14、旧第 12 条の３繰下）

（貸借対照表）
第３０条　法第５５条第１項において準用する会社法第６１７条第１項及び第２項の規定により作成すべき貸借対照表については、この条の定めるところによる。
２　貸借対照表に係る事項の金額は、一円単位、千円単位又は百万円単位をもって表示するものとする。（平 20 省令 64、一部改正）
３　貸借対照表は、日本語をもって表示するものとする。ただし、その他の言語をもって表示することが不当でない場合は、この限りでない。（平 20 省令 64、一部改正）

４　法第５５条第１項において準用する会社法第６１７条第１項の規定により作成すべき貸借対照表は、成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。
５　法第５５条第１項 において準用する会社法第６１７条第２項の規定により作成すべき各事業年度に係る貸借対照表は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。
６　各事業年度に係る貸借対照表の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日（当該事業年度の前事業年度がない場合にあっては、成立の日）から当該事業年度の末日までの期間とする。この場合において、当該期間は、一年（事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、一年六月）を超えることができない。（平 20 省令 64、一部改正）
７　貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。
一　資産
二　負債
三　純資産
８　前項各号に掲げる部は、適当な項目に細分することができる。この場合において、当該各項目については、資産、負債又は純資産を示す適当な名称を付さなければならない。
９　前各項の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行を斟酌しなければならない。
（平 20 省令 14、旧第 12 条の４繰下）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
第３１条　法第５５条第１項において準用する会社法第６１８条第１項第２号に規定する経済産業省令で定める方法は、法第５５条第１項において準用する会社法第６１８条第１項第２号の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。
（平 20 省令 14、旧第 12 条の５繰下）

（財産目録）
第３２条　法第５５条第２項において準用する会社法第６５８条第１項又は第６６９条第１項若しくは第２項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。
２　前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第５２条第１項各号又は第２項に掲げる場合に該当することとなった日における処分価格を付さなければならない。この場合において、特許業務法人の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。（平 20 省令 64、一部改正）
３　第１項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第１号及び第２号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。
一　資産
二　負債
三　正味資産
（平 20 省令 14、旧第 12 条の６繰下）

（清算開始時の貸借対照表）
第３３条　法第５５条第２項において準用する会社法第６５８条第１項又は第６６９条第１項若しくは第２項の規定により作成すべき貸借対照表については、この条の定めるところによる。
２　前項の貸借対照表は、財産目録に基づき作成しなければならない。
３　第１項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第１号及び第２号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。
一　資産
二　負債
三　純資産
４　処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。
（平 20 省令 14、旧第 12 条の７繰下）

第６章　情報の公表（平 20 省令 14、本章追加）

（公表事項）
第３４条　法第７７条の２第１項に規定する経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　弁理士の氏名
二　事務所の所在地の都道府県名及び市区町村名並びに当該事務所の名称
三　資格取得の事由

四　法第１７条第１項の規定により弁理士登録簿に登録を受けた登録年月日及び登録番号であって、最新のもの
五　弁理士登録簿の通算登録期間
六　法第２７条の３第１項の規定により特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた年月日であって、最新のもの
七　弁理士が取り扱う主要な分野に関する事項
八　継続研修の受講状況
九　法第３２条第１号に掲げる処分に関する事項（当該処分を受けた弁理士であって、処分の日から一年を経過していないものに係るものに限る。）
十　法第３２条第２号に掲げる処分に関する事項（当該処分を受けた弁理士であって、処分の期間終了の日から一年を経過していないものに係るものに限る。）

第３５条　法第７７条の２第２項に規定する経済産業省令で定める公表の方法は、前条各号に掲げる事項を、日本弁理士会がインターネットの利用その他適切な手段により一般に公表する方法とする。
２ 前項のインターネットの利用による公表は、弁理士に事務を依頼しようとする者が弁理士の選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で弁理士を選択することを支援するため、弁理士に関する情報を容易に検索することができる機能を有するインターネットを活用した方法によるものとする。

第７章　業務の制限の解除（平20省令14、旧第５章繰下）

（登録又は登録の抹消若しくは回復の申請）
第３６条　令第７条第９号に規定する経済産業省令で定める手続は、次に掲げるとおりとする。（平13省224、平20省令14、一部改正、平20省令64、一部改正）
一　特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権又はこれらの権利についての質権に関する登録又は登録の抹消若しくは回復の申請
二　特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権又はこれらの権利についての質権に関する登録又は登録の抹消若しくは回復の申請（平23省令72、一部改正）
三　商標権についての専用使用権若しくは商標権若しくは専用使用権についての通常使用権又はこれらの権利についての質権に関する登録又は登録の抹消若しくは回復の申請
四　特許登録令（昭和35年政令第39号）第３０条の２（実用新案登録令（昭和35年政令第40号）第７条、意匠登録令（昭和35年政令第41号）第７条及び商標登録令（昭和35年政令第42号）第１０条において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出（平20省令14、一部改正）
（平20省令14、旧第13条繰下）

（特許証等の再交付の請求）
第３７条　令第７条第１０号に規定する経済産業省令で定める手続は、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）第６７条（実用新案法施行規則（昭和35年通商産業省令第11号）第２３条第１１項、意匠法施行規則（昭和35年通商産業省令第12号）第１９条第９項及び商標法施行規則（昭和35年通商産業省令第13号）第２２条第７項において準用する場合を含む。）の規定による再交付の請求とする。（平13省令224、平19省令14、平19省令76、平20省令14、一部改正、旧第14条繰下、平20省令64、平23省令72、一部改正）

（ぶどう酒又は蒸留酒の産地の指定の申請）
第３８条　令第７条第１１号に規定する経済産業省令で定める手続は、商標法施行規則第１条第１項の規定による申請書の提出とする。（平13省224、平20省令14、一部改正、旧第16条繰下、平20省令64、一部改正、平23省令72、旧第39条繰上）

附　則

（施行期日）
第１条　この省令は、平成１３年１月６日から施行する。ただし、第２章の規定は、平成１４年１月１日から施行する。

（弁理士試験規則等の廃止及び経過措置）
第２条　弁理士試験規則（昭和13年商工省令第27号。以下「旧試験規則」という。）及び弁理士法第２条第１項第１号に定める外国の国籍を有する者に関する省令（平成6年通商産業省令第96号）は、廃止する。ただし、旧試験規則の規定（第１条第２項及び第３条を除く。）は、平成１３年１２月３１日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、旧試験規則第１条第１項中「弁理士試験ヲ受ケントスル者ハ予備試験及本試験ニ付各別ニ」とあるのは、「弁理士試験ヲ受ケントスル者ハ」と、旧試験規則第２条及び第４条から第６条までの規定中「本試験」とあるのは、「弁理士試験」とする。

（弁理士の資質の向上を図るための研修）

第３条　法附則第６条に規定する経済産業省令で定める者は、改正前の弁理士法（大正10年法律第100号。以下「旧法」という。）第３条各号のいずれかに該当する者であって、旧法第６条第２項又は法第１７条第１項の規定により登録を受けたものとする。

２　法附則第６条の規定により日本弁理士会が行う研修の科目は、著作権法、不正競争防止法その他の法第４条第２項及び第３項に規定する業務に関し必要な事項とする。

３　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める日までに、法附則第６条の規定により日本弁理士会が行う研修を受けなければならない。

一　法附則第６条第１号に該当する者　法施行の日から２年を経過する日

二　法附則第６条第２号に該当する者　法施行の日から２年を経過する日又は法第１７条第１項の規定により登録を受けた日から１年を経過する日のいずれか遅い日

４　日本弁理士会は、法施行後遅滞なく、法附則第６条の規定により同会が行う研修の実施計画を作成し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

附　則（平成 13 年 12 月 17 日省令第 224 号）

この省令は、平成１４年１月１日から施行する。

附　則（平成 14 年 12 月 19 日省令第 121 号）

この省令は、平成１５年１月１日から施行する。

附　則（平成 16 年 3 月 2 日経済産業省令第 28 号）　抄

（施行期日）

第１条　この省令は、特許法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成 16 年４月１日）から施行する。ただし、第１２条の改正規定は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 125 号）附則第１条第３号に掲げる規定の日から施行する。

附　則（平成 18 年 4 月 28 日経済産業省令第 63 号）　抄

（施行期日）

第１条　この省令は、会社法の施行の日（平成 18 年５月１日）から施行する。

附　則（平成 18 年 12 月 28 日経済産業省令第 120 号）

（施行期日）

第１条　この省令は、平成１９年１月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の司法試験法（昭和 24 年法律第 140 号）の規定による司法試験の第二次試験又は司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定により行われる司法試験の第二次試験を受け当該試験に合格した者に係る弁理士試験の論文式による試験の一部免除については、なお従前の例による。

附　則（平成 19 年 3 月 26 日経済産業省令第 14 号）　抄

（施行期日）

第１条　この省令は、改正法の施行の日（平成１９年４月１日）から施行する。

附　則（平成 19 年 12 月 21 日経済産業省令第 76 号）

この省令は、平成２０年１月１日から施行する。ただし、第４条の改正規定（「第６８条の２」を「第１０４条」に改める部分に限る。）は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成 19 年 12 月 26 日）から施行する。

附　則（平 20 年 3 月 19 日経済産業省令第 14 号）

（施行期日）

第１条　この省令は、平成２０年４月１日から施行する。ただし、第３条の改正規定及び附則第４条の規定は、平成２１年１月１日から施行する。

（継続研修に関する経過措置）

第２条　この省令による改正後の弁理士法施行規則（以下「新規則」という。）第２５条第１項の規定により日本弁理士会が指定する研修期間が、次の表の上欄に掲げる期間である者は、日本弁理士会が行う弁理士法（以下「法」という。）第３１条の２に規定する研修（以下「継続研修」という。）を当該研修期間前にそれぞれ同表の下欄に掲げる単位以上受けるものとする。ただし、新たに弁理士の登録を受けた者についてはこの限りでない。

研修期間	単位数
平成２１年度から平成２５年度まで	１４単位

平成２２年度から平成２６年度まで	２８単位
平成２３年度から平成２７年度まで	４２単位
平成２４年度から平成２８年度まで	５６単位

２　平成２０年度に行う継続研修については、新規則第２８条第１項中「事業年度の開始前に」とあるのは「事業年度の開始後、遅滞なく」と、「事業年度ごとにあらかじめ経済産業大臣」とあるのは「経済産業大臣」と読み替えるものとする。

（弁理士の情報公表に関する経過措置）

第３条　法第７７条の２第１項の規定による公表については、この省令の施行の日から起算して６月間は、新規則第３４条の規定にかかわらず、同条に掲げる事項のうち、同条第１号から第６号まで、第９号及び第１０号に掲げる事項について行うことができるものとする。

（弁理士試験の論文式試験の免除に関する経過措置）

第４条　この省令による改正前の弁理士法施行規則（以下「旧規則」という。）第３条に規定する科目について法第１１条第３号に該当する者は、新規則第３条に規定する科目について法第１１条第３号に該当する者とみなし、その申請により、当該者が受験した次の表の上欄に掲げる旧規則第３条の規定による試験の科目の区分に応じ、同表の下欄に掲げる科目について行う新規則第３条の規定による試験を免除する。

旧試験科目	新試験科目
地球工学	理工Ⅰ（工学）
機械工学	理工Ⅰ（工学）
物理工学	理工Ⅱ（数学・物理）
情報通信工学	理工Ⅴ（情報）
応用化学	理工Ⅲ（化学）
バイオテクノロジー	理工Ⅳ（生物）
弁理士の業務に関する法律	法律（弁理士の業務に関する法律）

附　則（平成20年9月9日経済産業省令第64号）

（施行期日）

第１条　この省令は、平成２０年１０月１日から施行する。ただし、第６条の改正規定及び附則第２条の規定は、平成２１年１月１日から施行する。

（弁理士試験の論文式試験の免除に関する経過措置）

第２条　この省令による改正前の弁理士法施行規則第６条第１号の規定により、弁理士法施行規則の一部を改正する省令（平成２０年経済産業省令第１４号。以下「改正省令」という。）による改正前の弁理士法施行規則（以下「旧規則」という。）第３条に規定する科目について弁理士法（以下「法」という。）第１１条第６号に該当する者は、改正省令による改正後の弁理士法施行規則（以下「新規則」という。）第３条に規定する科目について法第１１条第６号に該当する者とみなし、その申請により、当該者が免除されることとなった次の表の上欄に掲げる旧規則第３条の規定による試験の科目の区分に応じ、同表の下欄に掲げる科目について行う新規則第３条の規定による試験を免除する。

旧試験科目	新試験科目
地球工学	理工Ⅰ（工学）
機械工学	理工Ⅰ（工学）
物理工学	理工Ⅱ（数学・物理）
情報通信工学	理工Ⅴ（情報）
応用化学	理工Ⅲ（化学）
バイオテクノロジー	理工Ⅳ（生物）
弁理士の業務に関する法律	法律（弁理士の業務に関する法律）

附　則（平成20年12月1日経済産業省令第82号）

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成２０年１２月１日）から施行する。

附　則（平成23年12月28日経済産業省令第72号）　抄

（施行期日）

第１条　この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成24年４月１日）から施行する。

［別表］（第２７条第３項関係）

第２６条第１項各号に掲げる事由により業務を行わない期間	軽減される単位数
１研修期間の１０分の１以上５分の１未満の期間	７単位
１研修期間の５分の１以上１０分の３未満の期間	１４単位
１研修期間の１０分の３以上５分の２未満の期間	２１単位
１研修期間の５分の２以上２分の１未満の期間	２８単位
１研修期間の２分の１以上５分の３未満の期間	３５単位
１研修期間の５分の３以上１０分の７未満の期間	４２単位
１研修期間の１０分の７以上５分の４未満の期間	４９単位
１研修期間の５分の４以上１０分の９未満の期間	５６単位
１研修期間の１０分の９以上の期間	６３単位

様式第１（第21条の４第２項関係）

実務修習の一部免除申請書

平成　　年　　月　　日

経済産業大臣　　　　　　　　殿

氏名　　　　　　　　　　　　㊞

生年月日　　　　　年　　月　　日生

住所

弁理士法施行規則第21条の４第２項の規定に基づき、下記のとおり課程の免除を申請します。

記

１　免除の対象となる課程（第21条の２第１項第　　号）

２　免除申請の理由（第21条の４第１項第　　号：　　　　　　（　　年））

３　添付書類

〔備考〕
１　この申請書は、経済産業大臣に提出すること。
２　「１ 免除の対象となる課程」の欄には、該当する号番号を記載する。
３　「２ 免除申請の理由」の欄には、該当する号番号を記載し、第１号又は第２号に該当する場合は、「特許事務所における商標の出願の補助業務の経験」等具体的内容及び工業所有権書類作成事務に専ら従事した期間を記載する。
４　「３　添付書類」について、
⑴ 第21条の４第１項第１号又は第２号に該当する場合は、申請者の所属した組織における責任者が発行する「職歴を証明する書類」を添付する。
⑵　同項第３号から第５号までのいずれかに該当する場合は、その旨を証する書類を添付する。ただし、第21条の６第１項の実務修習受講申請書に当該書類を添付したときは、これを援用することができる。

様式第２（第21条の６第１項関係）

特　許　印　紙
（申請者は消印しないこと）

実務修習受講申請書

平成　　年　　月　　日

経済産業大臣　　　　　殿

写　　真

氏名　　　　　　　　　㊞　　男・女
生年月日
住所
自宅電話番号
勤務先
所在地
勤務先電話番号

弁理士法施行規則第21条の６第１項の規定に基づき、下記のとおり実務修習の受講を申請します。

記

１　受講希望地

２　受講希望コース

３　実務修習の課程の免除　申請する・申請しない

４　受講資格
（１）弁理士試験合格証書番号

（２）弁護士登録証番号又は司法修習修了証書番号

（３）特許庁審判官・審査官歴

５　添付書類

〔備考〕
１　この申請書は経済産業大臣に提出すること
２　「住所」の欄は郵便物が必ず届くよう正確に記載すること（アパート・マンション名、同居の場合は～方等も必ず記載すること)。
３　写真は、申請書提出前３月以内に撮影した、脱帽、正面向、上半身、無背景の縦45ミリメートル、横35ミリメートルのものとし、裏面に氏名を記載し、全面に糊を付け、「写真」の欄にしっかり貼付すること。
４　特許印紙は、「特許印紙」の欄に貼付すること。
５　「５　添付書類」として、「４　受講資格」を証する書類等を添付すること。

様式第３（第 21 条の 13 第１項関係）

指定修習機関指定申請書

平成　　年　　月　　日

経済産業大臣　　　　　　殿

申請機関
代表者　　　　　　　　　　　　　㊞

弁理士法施行規則第 21 条の 13 第１項の規定に基づき、下記のとおり指定修習機関の指定を申請します。

記

１　名称及び住所並びに代表者の氏名

２　実務修習事務を行おうとする事務所の所在地

３　実務修習事務を開始しようとする年月日

４　添付書類

〔備考〕
１　この申請書は、経済産業大臣に提出すること。
２　この申請書には、以下の書類を添付すること。
（１）定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
（２）申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
（３）申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
（４）申請に係る意思の決定を証する書類
（５）役員の氏名及び経歴を記載した書類
（６）実務修習事務に従事する職員の氏名を記載した書類
（７）組織及び運営に関する事項を記載した書類
（８）実務修習事務を行おうとする事務所ごとの実務修習用設備の概要及び整備計画を記載した書類
（９）現に行っている業務の概要を記載した書類
(10) 実務修習事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
(11) 実務修習の講師及び指導者の選任に関する事項を記載した書類
(12) 弁理士法第 16 条の３第５項第１号及び第２号のいずれにも該当しない旨を誓約する書面

様式第４（第 21 条の 14 関係）

指定修習機関名称等変更届出書

平成　　年　　月　　日

経済産業大臣　　　　　　殿

指定修習機関
代表者　　　　　　　　　　　㊞

弁理士法施行規則第 21 条の 14 の規定に基づき、下記のとおり指定修習機関の名称若しくは住所又は実務修習事務を行う事務所の所在地の変更を届け出ます。

記

１　変更後の指定修習機関の名称若しくは住所又は実務修習事務を行う事務所の所在地

２　変更しようとする年月日
３　変更の理由
〔備考〕
この申請書は、経済産業大臣に提出すること。

様式第５（第 21 条の 16 第１項関係）

修習事務規程認可申請書

平成　　年　　月　　日

経済産業大臣　　　　　　殿

指定修習機関

代表者　　　　　　　　　　㊞

弁理士法施行規則第 21 条の 16 第１項の規定に基づき、別添のとおり修習事務規程の認可を申請します。

記

１　この申請書は、経済産業大臣に提出すること。

２　この申請書には、修習事務規程を添付すること。

様式第６（第 21 条の 16 第２項関係）

修習事務規程変更認可申請書

平成　　年　　月　　日

経済産業大臣　　　　　　殿

指定修習機関

代表者　　　　　　　　　　㊞

弁理士法施行規則第 21 条の 16 第２項の規定に基づき、下記のとおり修習事務規程の変更の認可を申請します。

記

１　変更しようとする事項

２　変更しようとする年月日

３　変更の理由

４　添付書類

〔備考〕

１　この申請書は、経済産業大臣に提出すること。

２　この申請書には、変更後の修習事務規程を添付すること。

様式第７（第21条の19関係）

（表）

弁理士法第16条の10の規定による立入検査証

写　真	（押出スタンプ割印）	職名 氏名 年　月　日　生 年　月　日　発行 経済産業大臣　㊞

（裏）

弁理士法抜すい

第16条の10　経済産業大臣は、実務修習事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定修習機関に対し、実務修習事務の状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に指定修習機関の事務所に立ち入り、実務修習事務の状況若しくは帳簿その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第81条の３　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定修習機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

一　第16条の８の規定に違反して帳簿を備え置かず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二　第16条の10第１項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三　第16条の11第１項の許可を受けないで、実務修習事務の全部を廃止したとき。

様式第８（第21条の20関係）

実務修習事務休廃止許可申請書

平成　　年　　月　　日

経済産業大臣　　　　　殿

指定修習機関
代表者　　　　　　　　　　　　㊞

弁理士法施行規則第21条の20の規定に基づき、下記のとおり実務修習事務の休廃止の許可を申請します。

記

１　休止し、又は廃止しようとする実務修習事務の範囲

２　休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間

３　休止又は廃止の理由

〔備考〕
この申請書は、経済産業大臣に提出すること。

様式第９（第26条第２項関係）

継続研修の免除申請書

平成　　年　　月　　日

日本弁理士会会長　殿

住所
氏名　　　　　　　　　　　　㊞

弁理士法施行規則第２６条第２項の規定に基づき、日本弁理士会が行う継続研修の免除を申請します。

記

１　免除を受けようとする研修期間

２　免除を申請する理由（　号該当）

３　添付書類

以上

備考
１　「免除を申請する理由」の欄には、（　）内に第２６条第１項各号のいずれかに該当する「号」を記載し、その理由を具体的に記載すること。
２　「添付書類」の欄には、第２６条第１項各号のいずれかに該当する事由を証する資料の名称を記載すること。

様式第１０（第27条第２項関係）

継続研修の軽減申請書

平成　　年　　月　　日

日本弁理士会会長　　　　　　　　殿

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

弁理士法施行規則第２７条第２項の規定に基づき、日本弁理士会が行う継続研修について、必要単位数の軽減を申請します。

記

１　軽減を受けようとする研修期間

２　軽減を申請する理由（　　号該当）

３　当該研修期間における弁理士としての業務を行わない期間

４　添付書類

以上

備考

１　「軽減を申請する理由」の欄には、（　）内に第２６条第１項各号のいずれかに該当する「号」を記載し、その理由を具体的に記載すること。

２　「添付書類」の欄には、第２６条第１項各号のいずれかに該当する事由を証する資料の名称を記載すること。